

総務省令第三十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第八項第二号中「八十」を「九十」に改め、同条第十一項第二号中「八十五」を「九十五」に改め、同条第十六項第二号中「八十」を「九十」に改め、同条第十九項第二号中「八十五」を「九十五」に改め、同条第二十項第一号中「八十」を「九十」に改め、同条第二十三項第一号中「八十五」を「九十五」に改め、同条第二十八項第二号中「第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル」を「第四条の四に規定する令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「平成二十七年度燃費基準達成レ

ベル」を「令和七年度燃費基準達成レベル」に、「百十五」を「百五」に改め、同条第三十四項の表第八項第二号の項中「八十」を「九十」に、「百分の百七十三」を「百分の百九十四」に改め、同表第十一項第二号の項中「八十五」を「九十五」に、「百分の百八十四」を「百分の二百五」に改め、同条第三十七項の表第八項第二号の項中「八十」を「九十」に、「百十六」を「百三十」に改め、同表第十一項第二号の項中「八十五」を「九十五」に、「百二十三」を「百三十八」に改め、同表第十六項第二号の項中「八十」を「九十」に、「百十六」を「百三十」に改め、「九十」に、「百十六」を「百三十」に改め、同表第十九項第二号の項中「八十五」を「九十五」に、「百二十三」を「百三十八」に改め、同表第二十項第一号の項中「八十」を「九十」に、「百十六」を「百三十」に改め、同表第二十三項第一号の項中「八十五」を「九十五」に、「百二十三」を「百三十八」に改め、同条第三十八項中「第九条の四第三十項」を「第九条の四第三十一項」に改め、「第三十四項」の下に「、第三十七項」を加え、同項を同条第四十一項とし、同条第三十七項の次に次の三項を加える。

38 法第百四十九条第四項に規定する令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第二条第二号に掲げる方法とする。

39 法第百四十九条第四項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省

令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第二条第一号に掲げる方法とする。

40 法第四百十九条第四項において準用する同条第一項（第六号トに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第二十八項の規定の適用については、同項第二号中「第四条の四に規定する令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四において「令和七年度燃費基準達成レベル」という。）が百五以上であること及び」とあるのは「第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベルが百五以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第二条第一号に掲げる方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨」とする。

第九条の四第一項第二号中「七十以上八十未満」を「八十以上九十未満」に改め、同条第二項第二号中「八十以上八十五未満」を「八十五以上九十五未満」に改め、同条第七項第二号中「七十以上八十未満」を「八十以上九十未満」に改め、同条第八項第二号中「八十以上八十五未満」を「八十五以上九十五未満」に改め、同条第九項第一号中「七十以上八十未満」を「八十以上九十未満」に改め、同条第十項第一号中「八十以上八十五未満」を「八十五以上九十五未満」に改め、同条第十五項第二号中「平成二十七年度燃費基準

達成レベルが百十以上百十五未満」を「令和七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同条第十六項第二号中「六十以上七十未満」を「七十以上八十未満」に改め、同条第十七項第二号中「七十以上八十未満」を「七十五以上八十五未満」に改め、同条第二十一項第二号中「六十以上七十未満」を「七十以上八十未満」に改め、同条第二十二項第二号中「七十以上八十未満」を「七十五以上八十五未満」に改め、同条第二十三項第一号中「六十以上七十未満」を「七十以上八十未満」に改め、同条第二十四項第一号中「七十以上八十未満」を「七十五以上八十五未満」に改め、同条第二十七項第二号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満」を「令和七年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に改め、同条第二十八項の表第一項第二号の項中「七十以上八十未満」を「八十以上九十未満」に、「百分の百五十一」を「百分の百七十三」に改め、同表第二項第二号の項中「八十以上八十五未満」を「八十五以上九十五未満」に、「百分の百七十三」を「百分の百八十四」に改め、同表第十六項第二号の項中「六十以上七十未満」を「七十以上八十未満」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第十七項第二号の項中「七十以上八十未満」を「七十五以上八十五未満」に、「百分の百五十一」を「百分の百六十二」に改め、同条第二十九項の表第一項第二号の項中「七十以上八十未満」を「八十以上九十未満」に、「百二」を「百十

六」に改め、同表第二項第二号の項中「八十以上八十五未満」を「八十五以上九十五未満」に、「百十六」を「百二十三」に改め、同表第七項第二号の項中「七十以上八十未満」を「八十以上九十未満」に、「百二」を「百十六」に改め、同表第八項第二号の項中「八十以上八十五未満」を「八十五以上九十五未満」に、「百十六」を「百二十三」に改め、同表第九項第一号の項中「七十以上八十未満」を「八十以上九十未満」に、「百二」を「百十六」に改め、同表第十項第一号の項中「八十以上八十五未満」を「八十五以上九十未満」に、「百十六」を「百二十三」に改め、同表第十六項第二号の項中「六十以上七十未満」を「七十以上八十未満」に、「八十七」を「百二」に改め、同表第十七項第二号の項中「七十以上八十未満」を「七十五以上八十五未満」に、「百二」を「百九」に改め、同表第二十一項第二号の項中「六十以上七十未満」を「七十以上八十未満」に、「八十七」を「百二」に改め、同表第二十二項第二号の項中「七十以上八十未満」を「七十五以上八十五未満」に、「百二」を「百九」に改め、同表第二十三項第一号の項中「六十以上七十未満」を「七十以上八十未満」に、「八十七」を「百二」に改め、同表第二十四項第一号の項中「七十以上八十未満」を「七十五以上八十五未満」に、「百二」を「百九」に改め、同条第三十項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項の次に次の一項を加える。

30 法第百五十七條第六項において準用する同條第一項（第三号トに係る部分に限る。）又は第二項（第三

号ホに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第十五項及び第二十七項の規定の適用につい

ては、第十五項第二号中「令和七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び」とあるのは

「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向

上達成レベル（第二十七項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上

であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関す

る省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（第二十七項第二号において「エネルギー消費効率算

定告示」という。）第二条第一号に掲げる方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていな

い旨」と、第二十七項第二号中「令和七年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び」と

あるのは「平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは

「その旨及びエネルギー消費効率算定告示第二条第一号に掲げる方法により当該自動車のエネルギー消費

効率が算定されていない旨」とする。

第十条の二の二第二号中「最近における六月間の月別の」を削り、「及び当該給与の金額並びに臨時に雇

用している者がある場合には、その者に係るこれらの内訳」を「（臨時に雇用している者がある場合には、給与の支払を受ける者の数及び臨時に雇用している者の数）」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十五条の十一第一項第二号中「七十以上八十未満」を「七十五以上八十未満」に改め、同条第三項第二号中「六十以上七十未満」を「七十以上七十五未満」に改め、同条第五項の表第一項第二号の項中「七十」を「七十五」に、「百分の百五十一」を「百分の百六十二」に改め、同表第三項第二号の項中「六十以上七十未満」を「七十以上七十五未満」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同条第六項の表第一項第二号の項中「七十」を「七十五」に、「百二」を「百九」に改め、同表第三項第二号の項中「六十以上七十未満」を「七十以上七十五未満」に、「八十七」を「百二」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十条の二の二の改正規定及び次項の規定は、令和九年一月一日から施行する。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

- 2 この省令による改正後の地方税法施行規則第十条の二の二の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき地方税法第三百十七条の二第一項ただし書に規定する給与及び同法第三百二十八条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき同項ただし書に規定する給与及び同条に規定する退職手当等については、なお従前の例による。